

東條委員・細澤委員・三栖委員・峰政委員  
提出資料

第 8 回建築基準法の見直しに関する検討会  
(平成 22 年 6 月 30 日)

## 構造計算適合性判定制度の改善について、再度の説明

委員 東條隆郎  
同 細澤 治  
同 三栖邦博  
同 峰政克義

### 1. 適判制度の創設の経緯とその後の推移

構造計算書の偽装を、元請設計者、指定確認検査機関、建築主事、いずれも見抜けなかったことから、適判制度が創設された。

見抜けなかったとされる主な要因は、「確認検査機関・建築主事の高度な構造設計に関する審査能力の不足」、「当時の構造基準の不明確さ」にあると考える。

これに対し、確認検査機関などの技術審査能力を補完・強化する観点から、適判員制度が創設され、構造基準も明確化された。

また、当時、確認検査機関が必要な適判員を確保することができるか懸念されたが、現在では、必要な判定員の数及び技術審査能力ともに十分に確保される状況にあり、現在では、確認検査機関の多くは、適判員を擁し、別途適判業務を行っている。

このような実態に鑑みれば、構造審査を別々の機関に行わせる必然性は失われていると考えられる。

### 2. 適判制度（確認検査機関と適判機関の両機関による審査）の問題点

#### ① 確認検査機関の審査開始までの待ち時間と適判機関の審査開始までの待ち時間

適判物件数の大幅減少により、この待ち時間は解消されつつあるが、景気動向が変わり、物件数が回復すると、両機関でのこの待ち時間の顕在化が懸念される。

#### ② 建築構造上の基本的事項を両方の機関で審査すること

確認検査機関が本来的に有する審査能力で十分審査可能な事項であり、両機関で重ねて審査することは過剰な審査である。

#### ③ 両方の機関への対応、調整等が求められること

両方の機関に対し、設計者が同じような説明をすることは不合理である。

### 3. 適判制度の改善の提案と効果

適判員を擁する確認検査機関には、適判審査も、併せ行わせることを認める。このことによる効果は以下の通りと考える。

#### ① 構造安全性の確保など

適判機関が擁する適判員と同じ適判員による審査であり、審査水準は適判機関

が行うレベルと全く変わらない。また、意匠、設備などとの内部調整も容易となる。なお、確認検査機関の指定基準が見直され、その独立性などが強化されている。

② 期間短縮に伴う利益

適判機関での審査に要する期間の短縮は、単に設計者側の利益・都合ではなく、建築主の利益、例えば、工場の生産開始が一ヶ月程度早まることに伴う利益は大きく、また、それらが全国的に集積される利益は決して少なくない。

③ 工事施工段階での検査の充実

確認申請段階で、合理化された期間や経費を、工事施工段階での検査に振り向けることで、建築物の安全性が一層担保される。

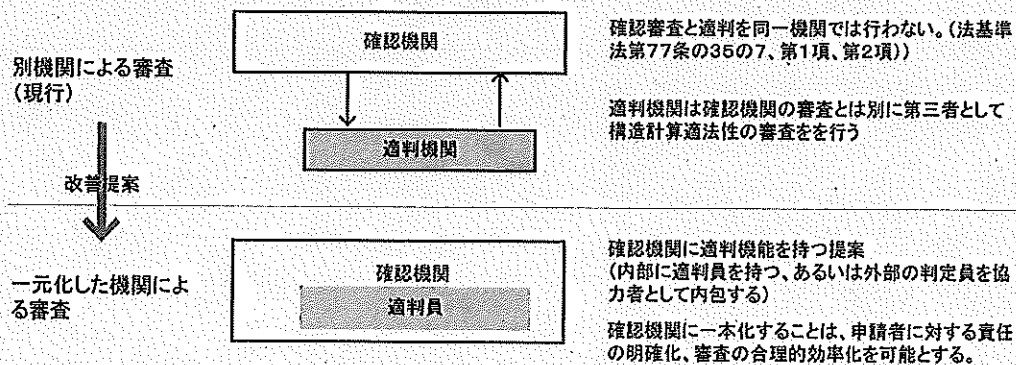
参考 第5回 検討会提案

○ 建築確認検査機関内で構造計算適合性判定が行えるようにすること

構造計算適合性判定は、建築確認業務と併せて、同一の建築確認検査機関（建築主事を含む、以下「確認機関」）の中で業務を行うことができるものとする。なお、構造計算適合性判定員（以下「判定員」）を内部に擁することが出来ない一部の確認機関は、外部の構造計算適合性判定機関（以下、「適判機関」）を活用できるものとする。

確認機関は判定員を擁すること（外部判定員、適判機関の活用を含む）により技術力を担保するとともに、行政庁による確認機関への監督体制を強化することにより、建築確認業務の執行体制を確認機関に一元化する。

なお、建築主が、適判機関あるいは異なる確認機関の判定員の審査を任意に求めることを排除するものではない。



確認機関に適判機能を内包し、審査を合理的に効率化する提案（既提案を图示）